

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日の翌  
日とする)

目次  
◆告示 示 国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの  
とう精業者の登録  
解除予定の保安林にする旨の通知  
土地改良区の役員の内任等  
土地の立入りの通知  
土地の用途廃止

◆選管告示 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨  
◆教委告示 教育委員会の招集

## 告示

### 鳥取県告示第四百四十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年二月二十四日

### 鳥取県告示第四百四十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号

氏 名 登 録 の 年 月 日

鳥国医一、二三九	山田 浩司	昭和四十二年一月三十一日
〃 一、二四〇	白枝 親司	〃
〃 一、二四一	東浦 利昌	〃
〃 一、二四二	田中美紀子	〃
〃 一、二四三	松永 朗	〃
〃 一、二四四	上野 起	〃

### 鳥取県告示第四百四十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）第三十五条第一項の規定に基づき、次のとおりとう精業者の登録をしたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏 名 住 所 営業所の所在地

鳥振第五号 昭四二、二、七 小谷 辰治 鳥取市材木町二〇九 住所に同じ。

鳥取県告示第四百四十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町神戸上字桑平山三〇八四の四 (次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区からそれぞれ役員が退任し、又は就任し

た旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

米川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 渡辺 勇 境港市森岡町

大東 利英 米子市車尾

加藤 晴光 道笑町三丁目

中島 勘治 博労町一丁目

中山 茂 観音寺

高橋 喜計 旗ヶ崎

坂根 嘉重 両三柳

永井 友美 〃

安田 百隆 皆生

松田 宣之 上福原

井上 光恵 東福原

本田 勇 西福原

木村 活寿 彦名町

湯沢 純平 //  
 木村 賢 // 大崎  
 松本 恒夫 境港市渡町  
 足田 重利 // 外江町  
 浜田増太郎 //  
 池淵 巖 // 花町  
 佐賀 省三 // 上道町  
 竹下 祐義 // 竹内町  
 佐々木宮松 // 中野町  
 足立復四郎 // 佐斐神町  
 足立 要一 // 新屋町  
 本池 扶公 米子市大篠津町  
 安達 昭男 // 和田町  
 足立 顕徳 // 富益町  
 渡辺 義正 // 夜見町  
 監事 杉林長三郎 // 上福原  
 富谷 栄 境港市竹内町  
 門脇 亀栄 // 渡町  
 安酸 延栄 米子市和田町  
 篠田伊三郎 // 車尾  
 任期満了により退任  
 就任した役員の氏名及び住所  
 理事 渡辺 勇 境港市森岡町五五一番地の二  
 大東 利英 米子市車尾一四二三番地

// 加藤 晴光 // 道笑町三丁目九三〃  
 // 中島 勘治 // 博労町一丁目六三〃  
 // 中山 茂 // 観音寺二一一〃  
 // 竹内 一夫 // 目久美町二九五〃  
 // 高橋 喜計 // 旗ヶ崎三七〇番地の四  
 // 永井 友美 // 両三柳二、二八〇番地  
 // 坂根 嘉重 // 三、四五八〃  
 // 安田 百隆 // 皆生四七〃  
 // 八幡 武 // 上福原四二二〃  
 // 井上 光恵 // 東福原七八九番地の一  
 // 阿部忠次郎 // 四〇九番地  
 // 湯沢 純平 // 彦名町七〇三〃  
 // 木村 活寿 // 五、〇五二〃  
 // 木村 賢 // 大崎七八〇〃  
 // 松本 恒夫 境港市渡町一、一九五番地の一  
 // 足田 重利 // 外江町七六六番地  
 // 浜田増太郎 // 三、六二〇〃  
 // 池淵 巖 // 花町一四五〃  
 // 佐賀 省三 // 上道町八五〇〃  
 // 竹下 祐義 // 竹内町六六八〃  
 // 佐々木宮松 // 中野町四一五〃  
 // 永井 清則 // 小篠津町五、四四七〃  
 // 永見 元 // 八九〇〃  
 // 本池 扶公 米子市大篠津町一、八四〇〃

安達 昭男 和田町二、五六七

木村 諒 富益町一、六六四

渡部 義正 夜見町三八〇

監事 門脇 亀栄 境港市渡町八七七

足立 顕徳 米子市富益町三、〇一五

富谷 栄 境港市竹内町七五五

本田 勇 米子市西福原三三四

篠田伊三郎 車尾一三三

昭和四十二年一月九日臨時総代会において総選挙の結果当選し、一月二十一日就任 任期二年

南谷土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 朝倉 勇功 関金町大字泰久寺

白野 六蔵 松河原

加藤 義明 松河原

光村 大蔵 大鳥居

福永 初穂 大鳥居

進木 連一 大鳥居

山名 房好 大鳥居

藤井 恒好 安歩

岸本健二郎 安歩

池本 賢蔵 関金宿

椿 光治 関金宿

監事 日野 露千代 泰久寺

安田 義勝 松河原

鳥飼 友蔵 大鳥居

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事 朝倉 勇功 関金町大字泰久寺六三九番地

日野 六蔵 六五一

加藤 勝実 松河原一、二二四ノ一

藤井 波蔵 二四〇の二

光村 大蔵 九九五ノ二

進木 連一 大鳥居八三三

藤井 恒好 八〇二

山名 房好 六九八

池本 賢蔵 安歩五四五

保田 滋 五七六

椿 光治 関金宿一、一四五

監事 日野 露千代 泰久寺三四八

安田 義勝 松河原一、一二六

鳥飼 友蔵 大鳥居八三七

鳥取県告示第百五十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立ち入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 日本国有鉄道

二 事業の種類 山陰本線由良浦安間

加勢陀川橋りよう改良工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

東伯郡東伯町大字槻ノ下、中尾及び逢東

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十二年二月二十七日から

昭和四十二年三月三十一日まで

鳥取県告示第百五十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年二月二十四日から用途  
廃止した。

昭和四十二年二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

1 種 類 政治資金規正法第12条及びこれを準用する第18条の規定による報告書

2 期 間 昭和41年7月1日から (定期)  
昭和41年12月31日まで

但し青桐会については、昭和41年1月1日から昭和41年6月30日まで

3 報告書の要旨

場 所 面積 積用 途

八頭郡河原町大字長瀬字中河原六四番六地先から  
字界田五五番二地先まで 平方メートル 七八・二九 道路敷

〃 大字河原字中河原五四番一〇地先か  
ら五四番一〇地先まで 七一・三五 水路敷

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条及びこれを  
準用する同法第十八条の規定による政党、協会その他の団体の収支に関す  
る報告書の要旨を同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十二年二月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額	1件千円以上		1件五百円以上		支出の総額		1件千円以上の支出		1件五百円以上の支出		報告書受理年月日
		件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
生田泰治後援会	円 0	0	0	0	0	円 0	0	0	0	0	0	昭和年月日
加藤重蔵後援会	900	0	0	0	900	900	0	1	0	900	0	42.1.16
自由民主党鳥取県支部連合会	1,929,142	3	1,929,142	0	0	1,940,576	217	1,845,295	52	51,544	900	42.1.12
生長の家政治連合会鳥取県支部	120,900	0	0	0	0	68,195	5	63,205	6	4,590	0	42.1.10
清風会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42.1.16
青桐会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42.2.7
千代川漁業協同組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42.1.5
全日本自由労働組合鳥取県支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42.1.10
全日本自由労働組合鳥取県支部取分会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42.1.12
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	350,724	0	0	0	0	157,420	4	157,420	0	0	0	42.1.11
全国たばこ耕作者政治連盟米子支部	582,678	0	0	0	0	277,510	3	277,510	0	0	0	42.1.12
東部徳安後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42.1.10
鳥取県徳安後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42.1.12
鳥取県農政同志会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42.1.11
鳥取県医師政治連盟	414	0	0	0	0	11,451	2	11,451	0	0	0	42.1.9
鳥取県歯科医師政治連盟	82,500	0	0	0	0	49,500	7	49,500	0	0	0	42.1.12
広田幸一後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42.1.12
広田藤衛後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42.1.12
民有林振興協会鳥取県支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42.1.11

4 主たる寄附者及び支出  
(1) 寄附者

00639

(2) 支出

政党、協会その他の団体名

支出の総額

件数

支出の目的

寄附の総額

件数

寄附者の氏名又は団体名

職業

住所又は主たる事務所の所在地

1 加藤重蔵後援会

900円

1件

山西 学芸

団体役員

鳥取市江津399

2 自由民主党鳥取県支部連合会

168,000円

1件

自由民主党鳥取県会

政党

鳥取市東町

360,000円

1件

鳥取県選出国會議員

〃

東京都千代田区永田町

1,401,142円

1件

自由民主党

〃

〃

1 加藤重蔵後援会

900円

1件

通信運搬費

2 自由民主党鳥取県支部連合会

312,000円

12件

職員費

150,000円

7件

事務所費

68,590円

34件

旅費

216,400円

26件

雑給

159,900円

5件

電話料

79,480円

22件

通信運搬費

3,090円

1件

消耗品費

48,470円

5件

印刷費

46,850円

7件

備品費

21,000円

9件

広告料

60,000円

6件

借家料

11,145円

10件

雑給

56,610円

8件

役員費

26,750円

7件

会議費

69,660円

12件

組織部会費

59,708円

4件

教育宣伝費

52,420円	14件	青年部会費
361,282円	23件	婦人会費
20,000円	1件	銀行利息
20,000円	4件	予備費
60,450円	3件	分担金
7,745円	9件	通信費
100,000円	1件	負担金
57,420円	3件	旅費
192,550円	1件	負担金
9,000円	1件	雑費
75,960円	1件	旅費
5,060円	1件	旅費
6,391円	1件	会議費
40,000円	2件	会議費
6,400円	4件	通信運搬費
3,100円	1件	消耗品費

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十二年二月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 井上善一

一日時 昭和四十二年二月二十七日午前十時三十分

- 二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室  
 三 議題 1 県社会教育委員に関する条例の一部改正について  
 2 その他

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

〔定価一部一箇月三百円(送料を含む。)]